

エディトリアル

湯沢町保健医療センター センター長 浅井泰博

大規模な研修病院や中規模病院等からへき地等の診療所や小規模の病院(以下、診療所等)へ初めて赴任すると、診療所等の運営に多少なりとも関与することになる。私自身は2年間の初期研修後に離島の国民健康保険へき地診療所へ赴任した。全スタッフ2人というミニマムな診療所で、日々の診療に専念するばかりで運営についての関与は少なかった。運営のほとんどは自治体が行っており、意識をしなくても済んでいたのである。しかし、後に別の診療所に勤務した時には、運営の特に予算や保険診療の仕組みに関してはもっと理解しておいた方がよいと感じた。

今回の特集では、診療所等、特に公的診療所を想定し、診療の周辺業務や運営に必要なあるいは重要と思われる事項の一部について、現在診療所に勤務する医師(地域医療振興協会の診療所委員会)に執筆を依頼した。

①「診療所長が知っておくべき制度」。届出義務のある感染症・食中毒・麻薬中毒・異状死体、医師法で規定されている医師の義務、医療法で規定されている管理者の責務についてコンパクトにまとめられている。近年の変更点についても触れられており、現状をひと通り確認するため、あるいは資料として役立つ。

②・③「診療所長が書く書類」。記載を求められる書類は多種多様で、診療などの日常業務に追われていると、書類を処理する時間が限られ(時には時間外や休日にも書類仕事をしなければならない場合もあるだろう)ポイントを押さえて記載することが重要になる。前半では、死亡診断書・死体検案書など5種類の診断書についてQ&A方式を用いて解説されており理解が深まる。後半では介護保険主治医意見書、訪問看護指示書から民間保険会社の診断書まで、著者の工夫や注意点が述べられており実用的である。

④「診療所の予算」。自治体が設置する国民健康保険診療所の予算の成り立ちや予算書、医療機器の導入の流れなどが説明されている。予算に関しては公的な医療機関で国保診療所と共通する部分も多くあり、読者の勤務する医療機関の予算書あるいは決算書(多くはインターネットで見ることが可能)の項目を確認しながら読むと理解しやすい。なお全国の公立病院それぞれの決算状況は、総務省のサイトの「病院事業決算状況・病院経営分析比較表」にあるが、診療所について同様のものはない。

⑤「保険診療について」。保険診療の仕組みや診療報酬、労働災害者保険、特掲診療料(医学管理料、在宅医療)についての基本事項が解説されている。

本特集は公的診療所での勤務経験が初めて、あるいは少ない医師を想定しており、ベテランの医師には物足りないかもしれない。本特集に限らず、ご意見等は編集部までご連絡いただきたい。最後に、多忙な診療業務の中、執筆いただいた診療所勤務の先生方と診療所委員会に深謝したい。